

グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会

研究会の目的、内容及び議事の取扱い

令和 4 年 3 月
経済産業省

1. 研究会の目的

諸外国では、欧州を中心に、気候変動対策などサステナビリティに配慮した企業の取組を競争政策上どのように考慮すべきかについて、活発な議論が行われている。

我が国としても、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進める上で、それを後押しするための競争政策上の方策は、重要な論点である。例えば、イノベーションを不当に抑制しようとする企業の合意等に対しては厳正に対処する一方、複数の企業が共同で行う自律的な取組であって、炭素中立の産業構造への転換に資するものについては、強く後押しすべきと考えられる。

以上を踏まえ、我が国として、グリーン社会の実現に向けた取組を後押しする上での競争政策上の論点について、広く知見を集めて整理を行い、それを共有するため、本研究会を開催する。

2. 研究会の内容

委員に加えて、必要に応じて会合毎にゲストを招聘してヒアリングを実施する。

事務局は、経済産業省経済産業政策局競争環境整備室が務める。

3. 議事の取扱い

- 本資料、議事次第、委員名簿は、公開する。
- 議事録は、原則公開とする。
- 配布資料は、資料提出者と相談して対応を決定する。
- 傍聴については、会議の運営に支障をきたさない人数・態様とする。
- 議事を公開することにより、審議に支障を及ぼすおそれがある、又は、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事の全部又は一部を非公開とする。